

指定排水設備工事業者申請の手引き

■■■ 指定申請（規則第3条） ■■■

○提出書類

- ・ 六ヶ所村指定排水設備工事業者申請書（様式第1号）
 - ・ 法人にあつては法人の登記事項証明書、個人にあつては住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書（3ヶ月以内。写しでも可。）
 - ・ 誓約書（様式第1号-2）
 - ・ 専属責任技術者名簿（様式1号-3）
 - ・ 常時使用する排水設備工事責任技術者証の写し（一覧にして。青森県下水道協会発行のもの。）
 - ・ 専属を確認できる書類
 - ・ 営業所の平面図及び付近見取図（様式第1号-4）
 - ・ 機械器具を有することを証する書類（様式第1号-5）
 - ・ 代表的な機械器具の写真
- （ある場合添付していただくもの）
- ・ 他市町村で指定を受けている場合、その指定証の写し
 - ・ 継続申請する場合、現在の指定証の写し
 - ・ 建設業許可指令書の写し

○提出方法

- ・ 上の書類を、A4フラットファイルに綴り込み、提出してください。
- ・ ファイル表紙及び背表紙に申請書の名目（六ヶ所村指定排水設備工事業者申請書）と会社名を記入してください。
- ・ 新規申請の場合は「新規」、継続申請の場合は「継続」とファイル表紙に明記してください。

申請後、審査を行い、適正であれば「指定排水設備工事業者証」を交付します。その後、すみやかに同封の納入通知書により、審査手数料（1件につき10,000円）を納入してください。

■■■ 資格要件（規則第2条） ■■■

- ・排水設備責任技術者が1名以上専属していること。
- ・工事に必要な機械器具を有していること。
 - ア 管の切断工具（金切ノコ、カッター、他）
 - イ 管の加工用具（やすり、面取り器、他）
 - ウ 管の接合用器具（トーチランプ、パイプレンチ、他）
 - エ 測量器具（水平器、レベル、他）
 - オ 配管工事に必要な機械器具
- ・県内に営業所を有していること。
- ・次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 責任技術者として登録を取り消されて2年を経過していない場合
 - ウ 指定業者の指定を取り消されて2年を経過していない場合
 - エ 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる場合
 - オ 心身の故障により排水設備等工事の事業を適正に行うことできない者